

こんなときだから…暮らし・営業支援こそ必要

高齢者差別の「後期医療制度」に批判なし

西澤議員が提出した（昨年11月17日）要望書に対する回答が寄せられ（12月12日）ました。その内、くらし福祉等に関する回答を紹介します。

なお、文中の「答」は回答で他は要望書の文章です。



1、燃えるゴミの収集を通常週2回に増やしてください。
 答 今年度7・8月を週2回回収とした。単に収集回収を増やすことは「何でもゴミ出し」との感覚で、ゴミ量の増大の懸念がある。生ゴミ処理機の購入補助・ゴミひとしぼり運動・ゴミの減量化の啓発等、集落懇談会をはじめあらゆる機会において啓発を強化していく。

2、後期高齢者医療保険制度の廃止をめざし、窓口負担分の一定割合を軽減してください。
 答 本制度は国民全体で高齢者の医療費を支えるもので、医療機関での窓口負担は以前の老人保健制度と同じく1割負担で変わりありません。窓口負担の軽減は全国でも例がないように聞いております。現役世代の過度の負担とならないよう、医療に見合った窓口負担は必要である。

3、障害者自立支援法による「応益負担」の廃止をめざし、町独自補助を創設してください。
 答 現在甲良町では利用者が58名で、内、49名が低所得者であり、毎月千五百円から三千円の上限度利用料が必要で、内3名は生保家庭のため負担額免除（また、町民税課税の世帯の場合は9名、その内7名は児童の

療育事業を利用のため以前より利用料の4600円については町単独にて助成しています。残る2名の方が本人または配偶者に障害年金等の他に給与等の収入があるため1ヶ月7500円の上限度負担の該当となっております。

4、生活保護、高齢者、一人親、障害者など社会的・経済的弱者の世帯に対し、原油高騰への緊急対策を行ってください。
 【報告済み】
 6、ハウスカ栽培の暖房代を補助してください。

この2名の課税世帯につきましては、滋賀県独自の緩和措置が20年度中となっており、国の特別対策事業が現行のまま継続されますと次年度は現行より最大月額1800円の負担が増える見込みです。翌年4月の自立支援法改正の動向をふまえ、現行より負担の増える可能性のあるこの2名の方に対する負担軽減については、現行の負担軽減措置等の継続を行うよう県や国へも要望していきたく思っております。また近隣の市町の動向も考慮しながら、町独自の負担軽減措置を検討してまいりたい。

7、家族経営を尊重するとともに、経営規模、経営形態にかかわらずなく支援の対象とすること。
 答 対象者について経営規模形態による規制は考えない。

7、国にに対し、主要農産物の価格保障と農業の持つ公的役割に応じ所得補償を行うよう国に働きかけるとともに、町でできる農産物の「価格補てん制度」を創設すること。

8、「安心安全作物宣言」の取り組みなどをすすめ、仮称「地域農業再生総合推進条例」をめざし、一致点で町民が協力共同できる条件を広げ、公募委員による「検討委員会」を設置すること。
 答 食と農のまちづくり条例を検討している。

8、「安心安全作物宣言」の取り組みなどをすすめ、仮称「地域農業再生総合推進条例」をめざし、一致点で町民が協力共同できる条件を広げ、公募委員による「検討委員会」を設置すること。



甲良民報
 2009年2月1日 411号
 発行責任：日本共産党甲良町支部
 代表：西澤伸明 甲良町在土463
 Tel.Fax38-4949

9、農業機械の新規購入・更新時の補助制度を創設すること。

答 現状国県の制度運用を基本としており、町単独施策は難しい。

10、Kモール(マルゼン)に対し、地元農産物の販売コーナー設置を働きかけること。

答 現在せせらぎ直売、給食産物拡充等の取り組みを進められている状況であり、生産団体の販路検討の状況により、協力調整はすすめる。

11、経済波及効果の大きい「住宅リフォーム助成制度」を創設してください。

答 住宅リフォームへの補助としては、福祉関係、耐震関係、水洗化関係等があるが、現状新たな制度は考えていない。

12、介護保険料・利用料の減免制度を創設してください。

答 介護保険の負担をみんなで支えるしくみです。今後ますます高齢化が進む中、ますます介護給付費が増加傾向にあり、65歳以上の1号被保険者及び40、

65歳未満の2号被保険者からの保険料によって賄われています。よって、現在のところ保険料の減免の創設は考えておりません。また利用料についても、在宅介護サービス・施設介護サービス等は「割の自己負担が生じてきます。サービスを利用する人、しない人も公平な負担を確保するものであり、保険料同様、減免の創設は考えておりません。

13、介護認定者全員に「障害者控除」が適用できることを「公報」ではなく、「個別通知」を行うてください。

【下段の別掲参照】

答 障害者控除対象者認定証明の交付に当たっては、「甲良町高齢者の障害者控除対象者認定書交付事務に関する要綱」に基

づき、65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定にかかる主治医の意見書等により普通傷害と特別障害とに認められる方に対し交付されています。今期の確定申告で認定された方は普通障害3名と特別障害7名で合計10名です。

確定申告前に・・・よりPRするため、今後の周知については、要介護認定者全員(約350名)に対し、障害者控除について、詳しくお知らせをしたいと考えています。

14、国民健康保険についてすでに策定されている減免規定を広報などで公開すること。

答 ……国民健康保険条例第24条により規定しており、災害及びその他特別の事情により特に必要と認める場合とありますので、広報紙に掲載したいと考えています。

滞納克服のための保険証取り上げ(不交付)は国民皆保険の趣旨にも反し、人道的見地にも違反し、滞納克服の効力とも異なるもの。資格証明書は「原則発行しない」立場を確立すること。

国民健康保険制度は、国からの補助金と加入者みなさんの相互扶助で成り立つ制度であり、保険税を納めない方が

いると国民健康保険制度が成り立たなくなります。国民健康保険の健全な運営の確保、また、加入者間の負担の公平を図る上で一つの手段として資格証明書は必要です。ただ子供に対する資格証明書の交付については、世帯の状況について面談した上で、保険証(短期)の交付をいたします。

西澤議員の話し
75歳という年齢で線をひき「姥捨て山」に放り出す後期高齢者医療制度や高い保険料の介護保険制度などに対する批判的見地がない点は大変残念です。

Kモールでの地元農産物販売のコーナー設置に、条件付きながら「協力調整はすすめる」と前向きな姿勢を示した点は評価できると思います。過大な施設投資のリスクを避け、販売実績と商品価値PRを積み重ねる上では有効な手段との共感も広がっています。

他にいくつもあり、積極面を引き出し、不十分なところは改善をはかるため、引き続き、国も地方も「暮らし応援の政治」実現のためみなさんといっしょにがんばる決意です。



もうすぐ確定申告

税務署発行の
「確定申告の手引」より抜粋
障害者控除

障害者

平成20年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)【注=西澤:20年の1月に亡くなられた場合でも適用できます。】

▶65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方

特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害がある方

▶いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方

「19年度決算概要」によれば20年3月末現在では、要介護4=55人、要介護5=21人おられます。

適用されれば、課税所得が300万円以下の場合で、所得税2万7千円(障害者控除)4万円(特別障害者控除)の減税効果が見込まれますので、まずは認定申請をご相談ください。